

パティ・インフォメーション

最近、よく聞く ハーグ条約

ってなに？

正式名称は「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」（以下、ハーグ条約）といいます。オランダのハーグ国際司法会議で採択された条約の一つで、親権を侵害する国境を越えた子どもの強制的な連れ去りや引き留めがあったとき、迅速かつ確実に子どもを元の国に返還する国際協力の仕組みを定めたものです。未成年者（16歳未満）が連れ出された国と連れ込まれた国の両方が、条約加入国の場合のみ効力を有します。

2012年1月現在、世界87カ国がこのハーグ条約を締結しています。日本は现阶段では未締結（G8では日本のみ）ですが、国内外において国際離婚に伴う子どもの連れ去りが問題視されていることから、昨年5月、加盟方針を打ち出し、国内法との整合性の調整など条約締結に向けた準備を進めています。

日本ではどんなことが問題になっているの？

近年、日本でも国際結婚が急増し、2005年には年間4万件を超え、これに伴い国際離婚も増えています。

アメリカに移住した日本人女性が、離婚後に子どもを日本へ連れて戻った結果、子どもを連れ去られた外国人の配偶者が、長年にわたり子どもから引き離されても救済手段がないなどの事例が数万件報告されています。また、外国で離婚し生活している日本人が、日本がハーグ条約を未締結であることを理由に子どもと共に一時帰国できないケースも起きています。さらに、日本人の親が元配偶者に無断で日本へ連れ帰る事例がアメリカ、イギリス、カナダ、フランスなどの政府から報告されているほか、外国人の親により日本から子どもが国外に連れ去られるという事例も発生しています。

日本では法制上、子の親権者は夫婦どちらか一方に決めておかなければ離婚が認められません。また、子の養育の権利・責任である親権は、母親が引き受ける文化が定着しています。そのため、ハーグ条約は日本の家族観に合わないこと、さらに締結には国内法の改正が必要になることから、これまで加入には消極的でした。

連れ去りが子どもに与える影響は？

まず、子どもは一方の親を失います。

慣れ親しんだ友人、学校、先生、これまで住んでいた国の文化なども失います。また、もう一人の親に会わせてもらえないことにより、同居親との信頼関係も失います。連れ去られた子どもはその後、人から見捨てられるのではとの不安を覚え、人との信頼関係を築くことが困難になること、さらに、孤独感などを持つ場合や、抑うつ症状、PTSD、分離不安などの精神的障害を引き起こすこともあります。

また、子どもを連れ去った後に、子どもへの虐待が行われるケースも起きています。こうしたことから、多くの国では、連れ去りは最も悪質な児童虐待であり、重罪とされています。

日本が条約を締結する意義は？

これまで子どもを連れ去られた日本人の親は、異なる法律や文化の壁を乗り越え、自力で子どもの居場所を捜し、外国の裁判所に子どもの返還を求めて訴えを起こさなければなりませんでした。

日本が条約を締結すれば、国際協力の仕組みを通じ、相手国から子どもを連れ戻すための手続きや親子の面会交流のための手続きを進めることが可能になります。また、日本がハーグ条約を未締結であることを理由に、子どもと共に一時帰国することを制限されている状況も改善されることが期待されます。

さらに、子どもが不法に連れ去られた、

あるいは連れ去った場合のいずれについても、元の居住国に子どもを返還することにより、子どもの生活環境に関する情報や双方の親の主張を十分に考慮しながら、よりよい子どもの監護についての判断を行うことができます。また、条約の原則が広く周知されることにより、子どもの連れ去りへの抑制効果も期待できます。

子どものへの影響や利益が考慮されない懸念も

一方、慎重な意見もあります。連れ去りの中にはDVから子どもや自分を守るために帰国したケースもあるからです。それなのに子どもが元の居住国に戻されることで、再び虐待や暴力の危機にさらされることも考えられます。

ハーグ条約では、裁判所が返還の可否を判断する際、DVなど子どもに与える影響を考慮した上で、例外的に元の居住国への子どもの返還を命じなくても良いとされています。現在、日本のハーグ条約締結に向けた法制審議会は、子どもの返還を拒否する際について、その要件をどのように規定するかなどの議論を重ねています。

ハーグ条約に関わる問題は、結婚生活や、子どもの養育や将来といった個人の生活におよびます。さまざまな立場の声を取り入れながら、法案整備を進めていくことが求められます。